

# 東京都ウイルス肝炎対策協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 30 日

18 福保保疾第 1553 号

一部改正 令和 5 年 1 月 20 日 4 福保保疾第 1748 号

一部改正 令和 5 年 6 月 20 日 5 福保保疾第 485 号

## (設 置)

第 1 ウイルス肝炎対策を確実に推進し、事業の進行管理及び評価を行うため、東京都ウイルス肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 肝炎ウイルス検診の促進充実に関すること。
- (2) ウイルス肝炎診療体制の整備に関すること。
- (3) 患者支援の推進に関すること。
- (4) 事業実施の評価に関すること。
- (5) その他ウイルス肝炎対策に関すること。

## (構 成)

第 3 協議会は、次に掲げる委員をもって構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者及び医療関係者 15 名以内
- (2) 関係行政機関の職員及び東京都職員 6 名以内

## (任 期)

第 4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会 長)

第 5 協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (部会等)

第 6 協議会に専門的な事項を検討するための部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから保健医療局長が別に委嘱又は任命する部会にのみ属する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会にのみ属する委員の任期は、保健医療局長が別に定める。
- 4 部会に部会長を置き、その選任及び職務等は、第 5（会長）に準ずるものとする。

## (関係者の出席)

第 7 会長が必要と認めるときは、協議会及び部会に委員以外の者に出席を求めることができる。

## (招 集)

第 8 協議会及び部会は、会長が招集する。

## (会議等の公開)

第 9 会議及び会議に係る資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長又は部会長は必要な条件を付けることができる。

## (庶 務)

第 10 協議会及び部会に関する事務は、保健医療局保健政策部疾病対策課において処理する。

## (委 任)

第 11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則  
この要綱は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。